

海外販路拡大のための人材育成・支援業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

第1 目的

奥大和地域で活動する事業者の海外展開の機運を高めることを目的に開催した「海外販路拡大セミナー」受講者（以下、「受講者」という。）に対し、海外の第一線で活躍する方（デザイナー・建築プランナー・メディアなど）を招聘し、セミナーの実践の場を提供することで、海外販路の拡大を図ることを目的とする。

第2 一般事項

(1) 名称

海外販路拡大のための人材育成・支援業務委託

(2) 委託上限額

3,350,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

※上記金額を超える場合は契約を行いません。

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 問い合わせ先

奈良県総務部知事公室 奥大和移住・交流推進室

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

TEL：0744-48-3016

FAX：0744-48-3135

E-mail：nanbu@office.pref.nara.lg.jp

第3 委託業務内容

(1) 業務内容

「海外販路拡大のための人材育成・支援業務委託 仕様書」に記載

(2) 提案における留意点

提案内容については、以下の点に留意すること。

○具体的かつ実行可能で効果性の高い提案とすること。

○企画コンセプトを明確にした上で簡潔に提案すること。

○事業実施に際しては、奈良県と情報共有及び協議すること。

第4 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目Q5「役務の提供（広告・イベント業務）」で登録されている者（企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者）であること。
- (7) 役員等（法人にあたっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあたってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) (9)及び(10)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 公告日から過去5年以内（平成30年1月11日から令和5年1月10日）に同種又は類似の業務を完了した実績を有する者であること。

※同種業務とは、海外販路拡大のための人材育成・支援業務をいう。

※類似業務とは、国内における販路拡大のための人材育成・支援業務をいう。

第5 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合、所定の参加意向申出書及び企画提案書等を指定期限までに提出すること。提出方法は、持参または郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

なお、提出された参加意向申出書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は非選定の通知を行う。

1. 参加意向申出書等（様式1～様式2）の提出

(1) 提出期間

令和5年1月11日（水）から令和5年1月24日（火）まで

（開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

(2) 提出場所

奈良県総務部知事公室 奥大和移住・交流推進室

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

(3) 提出方法

持参または郵送に限る

(4) 提出書類

- ・参加意向申出書【様式1】
- ・会社概要及び類似事業受注実績【様式2】

2. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年1月25日(水)から令和5年2月2日(木)まで

(開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。)

(2) 提出場所

奈良県総務部知事公室 奥大和移住・交流推進室

〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

(3) 提出方法

持参または郵送に限る

(4) 提出書類 10部(正本1部・副本9部)

①企画提案書 【様式4～12】

- ・添付資料はA4版で両面長辺綴じとする。文字サイズは10ポイント以上とし、15ページ以内とする。また、可能な限り具体的に記載すること。
- ・参加事業者1者につき1提案とすること。
- ・提案する企画にかかる費用の総額は「第2(2)委託上限額」を越えないものとする。
- ・一度提案された「企画提案書」は、書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできない。
- ・各様式の副本については、提案者を判読できるような記載や用紙の使用は行わないこと。
- ・提案内容については、以下の内容に留意すること。
 - (i) 業務内容の理解度 【様式5】
 - ・業務目的、業務内容について十分に理解した上での提案となっているか。
 - (ii) 招聘者の提案 【様式6】
 - ・提案される招聘者が受講者にとって有益な実績を有しているか。
 - ・具体的な効果が期待できる内容となっているか。

※セミナー内容及び受講者について、別紙「セミナー 概要資料」を参照すること。

(iii) 受講者Aにおけるプログラム内容 【様式7】

(iv) 受講者Bにおけるプログラム内容 【様式8】

- ・奥大和地域や受講者の特性に応じたプログラム設計ができていないか。
- ※上記受講者A及びBについて、参加意向申出書の提出者に対し、FAXまたは電子メールにて通知する。また、企画提案書の作成にあたって、受講者A及びBに対して、直接問い合わせることはできない。
- (v) 全体（共通）プログラム・運営方法 【様式9】
 - ・招聘者と受講者が十分にコミュニケーションを取ることができるプログラム・運営となっているか。
- (vi) 報告書の作成・フォローアップ 【様式10】
 - ・招聘者に対するヒアリング内容が受講者にとって有益な情報であり、海外販路拡大に資するより実効性のある内容となっているか。
 - ・継続的なフォローアップを期待できる内容となっているか。
- (vii) 執行体制 【様式11】
 - ・業務執行のために適切な人員配置を行い、業務遂行に向けた妥当なスケジュールとなっているか。
- (viii) 業務実績 【様式12】
 - ・海外又は国内における販路拡大のための人材育成・支援業務に係る業務実績及び本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。
 - ・過去5年以内の実績（規模の大きな順に3つまで）を記入してください。

②見積書 【任意様式】

第6 質問及び回答

1. 提出期間

令和5年1月11日（水）から令和5年1月18日（水）まで
 （開庁日のうち、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間とする。）

2. 質問方法

質問票【様式3】に質問内容を記入し、FAX または電子メールにて送付すること。
 なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。電子メールによる質問の場合は、題名の最初に『「海外販路拡大のための人材育成・支援業務委託」企画提案に関する質問』と明記すること。また、送付後、次の提出先に受信確認の電話をすること。

3. 提出先

奈良県総務部知事公室 奥大和移住・交流推進室
 〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5
 TEL：0744-48-3016
 FAX：0744-48-3135
 E-mail：nanbu@office.pref.nara.lg.jp

4. 質問内容に対する回答

令和5年1月20日（金）午後5時までに「奈良県総務部知事公室南部東部振興課／奥大和移住・交流推進室ホームページ」で公表

第7 審査会

提案書の内容についてのプレゼンテーション、質疑及び補足説明を求めるため、審査会を実施する。なお、以下を予定しているが、詳細については個別に通知する。

※応募者多数の場合はプレゼンテーション、質疑及び補足説明に先立ち書類選考を行う場合がある。

- ① 日時：令和5年2月6日（月）14：00～（予定）
- ② 場所：橿原総合庁舎（リモートでのプレゼンも可とする。）
- ③ ヒアリング時間：プレゼンテーション（15分）、質疑応答（15分）

第8 審査結果

別表「海外販路拡大のための人材育成・支援業務委託 プロポーザル受託者選定評価基準」に基づき提出書類の審査を行い、最優秀提案者を決定する。最優秀提案者の名称は、提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果についての公表は行わず、異議申し立ては一切受け付けない。

なお、同点で複数の最高得点者が出た場合、「企画内容－業務内容の理解度－執行体制－業務実績－価格」の順で点数の高い者を最優秀提案者とする。

提案者が2者に満たない場合は、全ての評価項目において各委員の合計得点が6割以上で、かつ契約の相手方として適当であると審査会で承認されれば特定することができることとする。

第9 事業者との契約

- (1) 最優秀提案者に選定された者は、通知があり次第県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- (2) 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- (3) 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (4) 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- (5) 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記⑥に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

第11 その他

- (1) 提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類は、本業務最優秀提案者の選定以外にプロポーザル参加者に無断で使用しないものとする。ただし、最優秀提案者として選定されたプロポーザル参加者の提出書類については、最優秀提案者選定後、一定期間、ホームページでの公表等に使用することがある。
- (3) 提出書類は、最優秀提案者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) プロポーザル参加者が本企画プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

- (6) 本企画プロポーザルの実施は、最優秀提案者の選定を目的とするものであり、契約後においては、県と協議を重ねながら計画策定を行うことになるため、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (7) 契約額は、提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務内容を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合は、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うものとする。
- (8) 「参加意向申出書」を提出した後に辞退する場合は、速やかに県担当課まで連絡するとともに、書面にて辞退の届け出を行うこと。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称や審査結果概要等の情報公開を行うことを了知すること。
- (10) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

第12 問い合わせ先

住所：〒634-0003 奈良県橿原市常盤町605-5

担当：奈良県総務部知事公室 奥大和移住・交流推進室

TEL：0744-48-3016

FAX：0744-48-3135

E-mail：nanbu@office.pref.nara.lg.jp